相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県長野市真島町川井九六三番地、最後の住所東京都多摩市永山二丁目一六番地の三四カレッジハウス鈴木一〇五

被相続人　亡　近藤　吉智

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年八月二十五日

静岡県掛川市久保一丁目二番六号

相続財産管理人　花田　眞吾

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市港区新船町三丁目一番地の八五、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　山内　和也

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年八月二十五日

事務所岐阜市美江寺町一丁目二七番地第一住宅ビル五階大町法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大町　亘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県磐田郡田原村三ヶ野一二七二番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　永田　きち

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年八月二十五日

事務所岐阜市美江寺町一丁目二七番地第一住宅ビル五階大町法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大町　亘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県関市東田原六一四番地二、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　間宮　奨

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年八月二十五日

名古屋市中川区中郷三丁目三六七番地の一

司法書士鬼頭大介事務所

相続財産管理人　司法書士　鬼頭　大介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県伊賀市山出九七九番地、最後の住所三重県伊賀市山出一〇一九番地

被相続人　亡　長濵　正洋

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年八月二十五日

三重県名張市栄町二八七五番地　名張法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大塚　耕二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府東大阪市永和二丁目二四番、最後の住所大阪府東大阪市永和二丁目二四番四号

被相続人　亡　永橋　端

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年八月二十五日

大阪府豊中市新千里東町一丁目二番四号信用保証ビル六階

相続財産管理人弁護士　宮下幾久子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市天王寺区真法院町五九番地、最後の住所大阪市天王寺区勝山二丁目一六番三―一〇号　被相続人　亡　榎本　郁子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年八月二十五日

大阪市北区西天満五丁目一一―七サンク西天満三階　相続財産管理人　法常　格

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県赤穂郡上郡町金出地三〇八番地、最後の住所兵庫県赤穂郡上郡町岩木甲七〇五番地一〇〇　被相続人　亡　田中　康生

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年八月二十五日

兵庫県姫路市三左衛門堀東の町三番地の二

山﨑省吾法律事務所

相続財産管理人　山﨑　省吾

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県芦屋市大原町一五二番地、最後の住所兵庫県芦屋市大原町二〇番二一―五一〇号　被相続人　亡　福井　禮子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年八月二十五日

兵庫県芦屋市山芦屋町四番一一号

相続財産管理人　司法書士　冨永　千佳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍佐賀県東松浦郡北波多村大字徳須恵一四三八番地六八、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　林　松子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年八月二十五日

佐賀県唐津市坊主町四四七番地七

相続財産管理人　弁護士　宮原　貞喜

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大分県玖珠郡玖珠町大字岩室九六三番地の四、最後の住所大分県玖珠郡玖珠町大字帆足二五九番地　被相続人　亡　小畑　武作

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年八月二十五日

大分県玖珠郡玖珠町大字岩室八九三番地

相続財産管理人　髙田　薫

第２期決算公告　平成22年８月25日

埼玉県川口市川口二丁目２番７号

株式会社川金金融

代表取締役　青木　満

貸借対照表の要旨（平成22年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	6,454,274
	資産合計	6,454,274
負純資産の債及び部	流動負債	4,165,532
	固定負債	1,856,900
	負債合計	6,022,432
	株主資本	431,843
	資本金	20,000
	利益剰余金	411,843
	その他利益剰余金	411,843
	（うち当期純損失）	(418)
	純資産合計	431,843
	負債・純資産合計	6,454,274

第35期決算公告

平成22年８月25日

栃木県鹿沼市茂呂901番地

株式会社ケイピー

代表取締役　岩野　正二

貸借対照表の要旨（平成22年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	493,647
	固定資産	890,141
	合計	1,383,788
負純資産の債及び部	流動負債	1,231,178
	固定負債	16,913
	株主資本	135,697
	資本金	80,000
	資本剰余金	20,000
	資本準備金	20,000
	利益剰余金	35,697
	その他利益剰余金	35,697
	（うち当期純利益）	(2,734)
	合計	1,383,788

第10期決算公告

平成22年８月25日

新潟県新潟市西蒲区松山２番地

エチゴビール株式会社

代表取締役社長　行田　宏文

貸借対照表の要旨（平成22年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	155,969
	固定資産	23,090
	資産合計	179,059
負純資産の債及び部	流動負債	357,281
	（うち賞与引当金）	(2,664)
	固定負債	40,365
	株主資本	△ 218,586
	資本金	20,000
	利益剰余金	△ 238,586
	その他利益剰余金	△ 238,586
	（うち当期純損失）	(96,160)
	負債・純資産合計	179,059